

令和2年民法基礎3

問題1

設問1

(1) 事実2によれば、本件債権譲渡についての通知が12月22日にBに配達されたため、Cは債権譲渡についての対抗要件(467条)を備えているといえる。

これに対してBは、AB間における譲渡制限特約を根拠に、AからCへの債権譲渡は無効である、と主張することが考えられる。この点について、確かに特約債権 α には譲渡制限特約がついているが、直ちに譲渡の効力が否定されない(466条2項)。

Cは、債権 α をAから譲り受けるに際して、AB間における債権譲渡制限特約の存在について知らなかったが、これはAB間における取引約定書の内容を確認していないことを原因としているので、CはAB間特約を知らなかったことにつき過失があるといえる、という反論も考えられる。しかし、466条3項をもって譲渡を拒絶するためには、債務者の悪意または重過失が必要となる。事実2からは、Cに過失があることを判明できるが、悪意と同視するほどの重大な過失があるとは評価しがたい。

(2) 本問では、C、Dへの譲渡に関する通知がそれぞれ内容証明郵便によってBに送付されていることから、CもDも467条に定める対抗要件を備えている。そこで、CD間の優劣が問題となる。

債権譲渡の対抗要件制度は、債務者の債権譲渡の有無に関する認識を通じてそれが第三者に表示されることを根幹として成り立っている。467条2項により第三者対抗要件として確定日付のある証書が要求されている趣旨としては、譲渡人である旧債権者と債務者の通謀により、譲渡の日時を遡らせて第三者の権利を害することを防止する点にある。したがって、確定日付の先後ではなく、通知が債務者に到達した日の先後をもって判断すべきである。

では、本件のように確定日付のある証書が同時に債務者に到達した場合はどのように処理すべきか。

債務者Bからすれば、CDの優劣を決めることができず、どちらの譲受人も債務者に対して履行を請求できないから、BはCへの支払いを拒絶できそうである。しかし、債務者に対する対抗要件は通知のみで足りる(467条1項)ことから、どちらの譲受人も債務者に対する対抗要件を備えていることとなる。また、このような場合に債務者が債務の履行を免れる理由はない。したがって、どちらの譲受人も債務者に対して債権全額の履行を請求することができる。

Cは上記のことに基づき、Bに対して債務全額の履行を請求でき、そしてBはCの請求を拒むことができない。なお、債務者が二重弁済を強制されるいわれはないから、いずれかの譲受人に弁済すれば債務を免れる。

設問 2

(1) 前述のように、債権譲渡特約が付いている場合でも、債権者は当該債権を他人に渡すことができ、譲渡行為自体の効力も直ちに否定されない。そして確定日付のある複数の証書が同時に債務者に到達したことをもって、債務者は当該債権の弁済を拒絶することができない。

(2) もっとも、民法 467 条 1 項によれば、債権の譲渡の対抗要件である通知は、譲渡人から行う必要がある。本問では譲渡通知を行ったのは譲受人 D であり、そもそもこの通知が債務者・第三者対抗要件（467 条 1 項 2 項）として効力がないのではないか、という B の反論も考え得る。

467 条 1 項が譲渡人に通知を行わせる理由としては、債務者は、譲渡によって権利を失った譲渡人によってなされた通知でなければ、譲渡の有無について信用できないからである。もっとも、譲受人が譲渡人の代理人または使者として通知することは認められている。したがって、A からの委託を受けた代理人としての D による通知は対抗要件として有効である。

したがって、D は B に対して、債務の弁済を請求することが可能である。

(3) D は、B からの債権 α の譲渡の承諾を得ているという A の説明を信じたとはいえ、譲渡制限特約の存在について知っていたのであるから、悪意である。

したがって、D から請求を受けた B が、D への履行をしたくない場合には、D への履行を拒絶することができる。

さらに、B は、譲渡制限特約付債権が譲渡されたことを原因として債権 α の全額に相当する金銭について供託することも可能である（466 条の 2 第 1 項）。

設問 3

預貯金債権には譲渡制限特約が付いているのが通常であるが、このような特約は、悪意又は重過失のある譲受人に対抗することができる（466 条の 5 第 1 項）。すなわち、譲渡制限特約を対抗できるということは、預貯金債権の譲渡は無効となるという意味である。

C は預金約款における本件特約を確認していないが、預貯金債権の約款において譲渡制限付特約がついているのは、実際の銀行取引において通常知られ得る事実である。これにもかかわらず C が事前に確認をとらなかったことについて、善意であったとはいえ、重過失があるといえる。

したがって、本件債権譲渡は無効であることを理由に、B は C からの請求を拒絶することができる。